

厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（下表の1割が利用負担額）となります。

		(単位数)	利用料	
			10割	1割負担
・身体介護 ・通院等介助（身体介護を伴う場合）	20分以上30分未満	256	¥2,606	¥260
	30分以上1時間未満	404	¥4,112	¥411
	1時間以上1時間30分未満	587	¥5,975	¥597
	1時間30分以上2時間未満	669	¥6,810	¥681
	2時間以上2時間30分未満	754	¥7,675	¥767
	2時間30分以上3時間未満	837	¥8,520	¥852
	3時間以上	921	¥9,375	¥937
	以降30分を増すごとに	83	¥844	¥84
家事支援	30分未満	106	¥1,079	¥107
	30分以上45分未満	153	¥1,557	¥155
	45分以上1時間未満	197	¥2,005	¥200
	1時間以上1時間15分未満	239	¥2,433	¥243
	1時間15分以上1時間30分未満	275	¥2,799	¥279
	1時間30分以上1時間45分未満	311	¥3,165	¥316
	以降15分を増すごとに	35	¥356	¥35
通院等介助・通院等介助（身体介護を伴わない場合）	30分未満	106	¥1,079	¥107
	30分以上1時間未満	197	¥2,005	¥200
	1時間以上1時間30分未満	275	¥2,799	¥279
	以降30分を増すごとに	69	¥702	¥70

※夜間（18:00～22:00）又は早朝（6:00～8:00）の場合
 ※深夜（22:00～6:00）の場合
 ※訪問介護員2名派遣の場合
 ※特定事業所加算

上記単位数の25%増し
 上記単位数の50%増し
 上記単位数 × 200/100
 特定事業所加算Ⅱを取得しています
 上記単位数に10%加算

【その他加算・減算】

		(単位数)	利用料	
			10割	1割負担
初回加算	1月につき	200	¥2,036	¥203
緊急時対応加算	1回につき（月2回を限度）	100	¥1,018	¥101
利用者負担上限額管理加算	1月につき	150	¥1,527	¥152
喀痰吸引等支援体制加算	1人1日あたり	100	¥1,018	¥101
1月につき（利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数※について算定） ※基本サービス費+各種加算・減算の単位数				
	減算区分	単位数	利用料（10割分）	
身体拘束廃止未実施減算	—	報酬総単位数×1% ※1単位未満の端数は四捨五入	左の単位数×1単位の単価	
虐待防止措置未実施減算	—	報酬総単位数×1% ※1単位未満の端数は四捨五入	左の単位数×1単位の単価	
業務継続計画未策定減算	—	報酬総単位数×1% ※1単位未満の端数は四捨五入	左の単位数×1単位の単価	
情報公表未報告減算	—	報酬総単位数×5% ※1単位未満の端数は四捨五入	左の単位数×1単位の単価	

	1月につき（利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数※について算定） ※基本サービス費+各種加算・減算の単位数		
	加算区分	処遇改善加算の単位数	利用料 （10割分）
介護職員等処遇改善加算	I	介護報酬総単位数× 41.70% （※1単位未満の 端数は四捨五 入）	左の単位数× 1単位の単価

【その他減算】

※同一の建物若しくは隣接する敷地内の建物に対する減算

事業所が別に厚生労働大臣の定める施設基準に該当し、事業所と同一の建物または隣接する敷地内の建物の住宅等に居住する一定ご利用者にサービスを行った場合には、所定単位数の90％または85％に相当する料金をお支払いいただきます。

なお、当該減算の対象となったご利用者における区分支給限度基準額の算定は、減算を適用する前の単位数で算定します。

【その他料金】

キャンセル料	前日までにご連絡を頂けた場合：無料 当日までご連絡がなかった場合：1,500円
実施地域外におけるサービス提供時の交通費	交通費の実費を頂きます。車を使用した場合は10km未満500円、10km以上1000円を頂きます。

※介護給付費等について事業者が代理受領を行わない（利用者が償還払いを希望する）場合は、介護給付費等の全額を一旦お支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給（利用者負担額を除く）を申請してください。

※サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、計画の見直しを行ないます。

※利用者の体調等の理由で介護計画に予定されていたサービスが実施できない場合、利用者の同意を得てサービス内容を変更することができます。この場合、事業者は変更後のサービス内容と時間により利用料金を請求いたします。

※サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用や通院介助等におけるヘルパーの公共交通機関等の交通費は別途ご負担頂きます。

※利用者の病変・急な入院等やむを得ない事情のある場合はキャンセル料は頂きません。

【ご利用料金等の請求及び支払い方法】

ご利用料金その他の費用の請求方法等	利用料ご利用者負担額及びその他の費用の額は、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月20日までにご利用者あてにお届け（郵送）します。
お支払い方法等	ご利用者は、当月の利用料金を、請求月の末日までに下記の方法にてお支払いください。 ①ご利用者指定口座からの自動振替（郵便局・その他金融機関） ②事業所指定口座への振り込み ③現金支払い お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡しいたしますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の通付請求の際に必要となることがあります。）